

有限会社フリーウェイ運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社フリーウェイが開設する、有限会社フリーウェイ（以下「事業所」という）が行う「指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス」の事業（以下「指定訪問介護等」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の目的)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所・出張所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 有限会社 フリーウェイ
- (2) 所在地 富士宮市田中町762

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 介護福祉士 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定訪問介護等の提供に当たるものとする。
- (2) サービス提供責任者 2. 5人以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画等の作成等を行なう。
- (3) 訪問介護員等 10人以上
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日
月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
但し、上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。

(指定訪問介護等の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護等の内容は次の通りとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び富士宮市の定める基準額によるものとし、指定訪問介護等

が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合額とし、事業所の見やすい場所に掲示する。

- (1) 身体介助
- (2) 生活援助
- (3) 通院等乗降介助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護員等の交通費は実施地域を越えた時点から1キロにつき100円とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、指定訪問介護等実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 訪問介護の通常の事業地域は、富士宮市、富士市(天間)、介護予防訪問介護相当サービスの事業地域は富士宮市とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 繼続研修 年4回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社フリーウェイと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

提供したサービスについて利用者及びその家族からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する。

苦情相談窓口 担 当 中村 恵

電話番号 (0544) 26-9487

この他、市町村や国民健康保険団体連合会の苦情受付窓口にも苦情を申し立てができる。

- 富士宮市役所 高齢介護支援課 電話番号 (0544) 22-1141
- 富士市役所 介護保険課 電話番号 (0545) 55-2863
- 静岡県国民健康保険団体連合会 苦情受付窓口 電話番号 (054) 253-5590

5 事故発生時の対応

市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。また、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。

(虐待防止について)

事業者は、利用者などの人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 成年後見制度の利用を支援する。
- (2) 苦情解決体制を整備する。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(身体拘束について)

事業所は、事業の実施に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
 - ・委員会の開催 年1回以上
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施
 - ・採用時研修 採用後3カ月以内
 - ・継続研修 年1回以上

(ハラスメントに関する事項)

事業所は、適切な指定訪問介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置

・委員会の開催 おおむね半年に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催する。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

・採用時研修 採用後3カ月以内

・継続研修 年1回以上

・訓練の実施 年1回以上

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年10月1日から改定施行する。

この規程は、平成15年4月1日を以って改定施行する。

この規程は、平成16年4月1日を以って施行する。

この規程は、平成17年2月18日を以って改定施行する。

この規程は、平成17年4月1日を以って改定施行する

この規程は、平成17年9月12日を以って改定施行する。

この規程は、平成18年9月4日を以って改定施行する。

この規程は、平成19年11月1日を以って改定施行する。

この規程は、平成20年9月1日を以って改定施行する。

この規程は、平成21年4月1日を以って改定施行する。

この規程は、平成21年8月1日を以って改定施行する。

この規程は、平成22年2月1日を以って改定施行する。

この規程は、平成23年1月15日を以って改定施行する。

この規程は、平成23年11月18日を以って改定施行する。

この規程は、平成24年10月15日を以って改定施行する。

この規程は、平成25年2月16日を以って改定施行する。

この規程は、平成25年11月1日を以って改定施行する。

この規程は、平成26年3月3日を以って改定施行する。

この規程は、平成27年4月1日を以って改定施行する。

この規程は、平成28年10月16日を以って改定施行する。

この規程は、平成29年4月1日を以って改定施行する。

この規程は、令和3年5月1日を以って改定施行する。

この規程は、令和6年1月8日を以って改定施行する。

この規程は、令和6年6月11日を以って改定施行する。